

中央市消防団協力事業所表示制度実施要綱

平成27年6月1日

告示第22号

(目的)

第1条 この告示は、中央市消防団の活動に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所の認定及び表示証を交付することに関し、必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう
- (2) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等と認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等(以下「協力事業所」という。)をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 協力事業所に対し、消防団活動に協力する証として交付した表示証(以下「表示証」という。)をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長及び自治会長等の消防団活動を支援するものをいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、中央市消防団事業所表示申請書(様式第1号)により市長に申請するものとする。

2 消防団長等は、協力事業所としてふさわしい事業所等について中央市消防団協力事業所推薦書(様式第2号)により市長に推薦することができる。

(認定基準)

第4条 協力事業所としての認定を受けることができる事業所等は、次のいずれかの要件を備えているものとする。

- (1) 従業員が消防団員として、1名以上入団している事業所等
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮し、かつ、その処遇に不利益のないようにしている事業所等
- (3) 災害時等に自らが所有する資機材等を消防団に提供する等協力をしている事業所等
- (4) その他市長が地域の消防防災体制の充実強化に寄与していると認める事業所等

(審査)

第5条 市長は、第3条に規定する申請又は推薦があったときは、前条に規定する認定基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

(認定及び表示証の交付)

第6条 市長は、前条の規定による審査の結果適当と認めるときは、協力事業所の認定を行い、当該

事業所等に対し表示証(様式第3号)を交付するものとする。

- 2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、当該市町村と協議の上、連名により表示証を交付することができるものとする。

(表示証等)

第7条 協力事業所は、表示証を事業所等の見えやすい場所に掲示するものとする。

- 2 協力事業所は、表示証をパンフレット、チラシ、ポスター、看板、ホームページ等に掲載する場合には、表示証の寸法を拡大又は縮小して使用することができる。

(認定及び表示証の有効期限)

第8条 協力事業所の認定及び表示証(以下「認定等」という。)の有効期限は、原則として、認定の日から2年間とする。ただし、協力事業所が総務省消防庁協力事業所表示証(以下「総務省消防庁表示証」という。)の交付を受けた場合は、総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

- 2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、前条に規定する表示を行うことができない。

(認定等の更新申請)

第9条 協力事業所は、認定等の有効期限の満了の前日に認定等の更新の申請をすることができる。

- 2 第3条第1項の規定は、前項に規定する認定等の更新の申請について準用する。この場合において、同条第1項中「交付」とあるのは、「更新」と読み替えるものとする。

(認定の取消し)

第10条 市長は、協力事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 協力事業所が事業を廃止又は休止したとき。
- (2) 第4条に規定する基準を満たさなくなったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき。
- (4) その他協力事業所としての表示が適当でないと認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により認定の取消しを行うときは、当該認定の取消しの理由を文書により協力事業所に通知するものとする。

(表示証の返還)

第11条 協力事業所は、認定等の有効期限の満了の前日に更新しなかったとき又は前条第2項の規定による認定の取消しの通知を受けたときは、速やかに市長に表示証を返還しなければならない。

(表示証交付整理簿の備え付け)

第12条 市長は、表示証の交付に際して、中央市消防団協力事業所表示証交付整理簿(様式第4号)を備え付け、協力事業所の名称、所在地、表示有効期間等必要事項を記載するものとする。

(協力事業所の公表等)

第13条 市長は、協力事業所の名称、中央市消防団への協力内容及びその他の事項について、広報、ホームページ等により公表するものとする。

(協力事業所の表彰)

第14条 市長は、協力事業所を中央市表彰規則(平成18年中央市規則第128号)に基づき表彰することができる。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年12月1日から施行する。

中央市長 様

所在地

名 称

代表者

印

電 話

中央市消防団協力事業所表示申請書

中央市消防団協力事業所表示制度実施要綱第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 申請区分(該当する区分にレ点を記入してください。)
 - 新 規 (初めて消防団協力事業所の表示を受ける場合)
 - 更 新 (消防団協力事業所の表示有効期間の満了に伴い、再度表示を希望する場合)

- 2 協力内容(該当する協力内容にレ点を記入してください。)
 - ①従業員が消防団員として1名以上入団している事業所等
 - ②従業員の消防団活動について積極的に配慮し、その処遇に不利益のないよう配慮している事業所等
 - ③災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供する等の協力をしている事業所等
 - ④その他地域の消防防災体制の充実強化に寄与していると認める事業所等

- 3 上記①に該当する場合の従業員氏名等(下記に記入できない場合は別添してください)

| 従業員氏名 | 所属 | 従業員氏名 | 所属 |
|-------|-------|-------|-------|
| | 分団第 部 | | 分団第 部 |
| | 分団第 部 | | 分団第 部 |
| | 分団第 部 | | 分団第 部 |
| | 分団第 部 | | 分団第 部 |

4 添付資料

- ① 事業所等の概要が分かる資料
- ② 前回の表示証の写し(更新の場合)
- ③ その他審査に必要な書類

中央市長 様

推薦者 氏名

㊟

中央市消防団協力事業所推薦書

中央市消防団協力事業所表示制度実施要綱第3条第2項の規定により、次のとおり推薦します。

1 推薦事業者

| | |
|------|--|
| 所在地 | |
| 事業所名 | |
| 代表者名 | |
| 電話番号 | |

2 推薦内容(該当する協力内容にレ点を記入してください。)

- ①従業員が消防団員として1名以上入団している事業所等
- ②従業員の消防団活動について積極的に配慮し、その処遇に不利益のないよう配慮している事業所等
- ③災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供する等の協力をしている事業所等
- ④その他地域の消防防災体制の充実強化に寄与していると認める事業所等

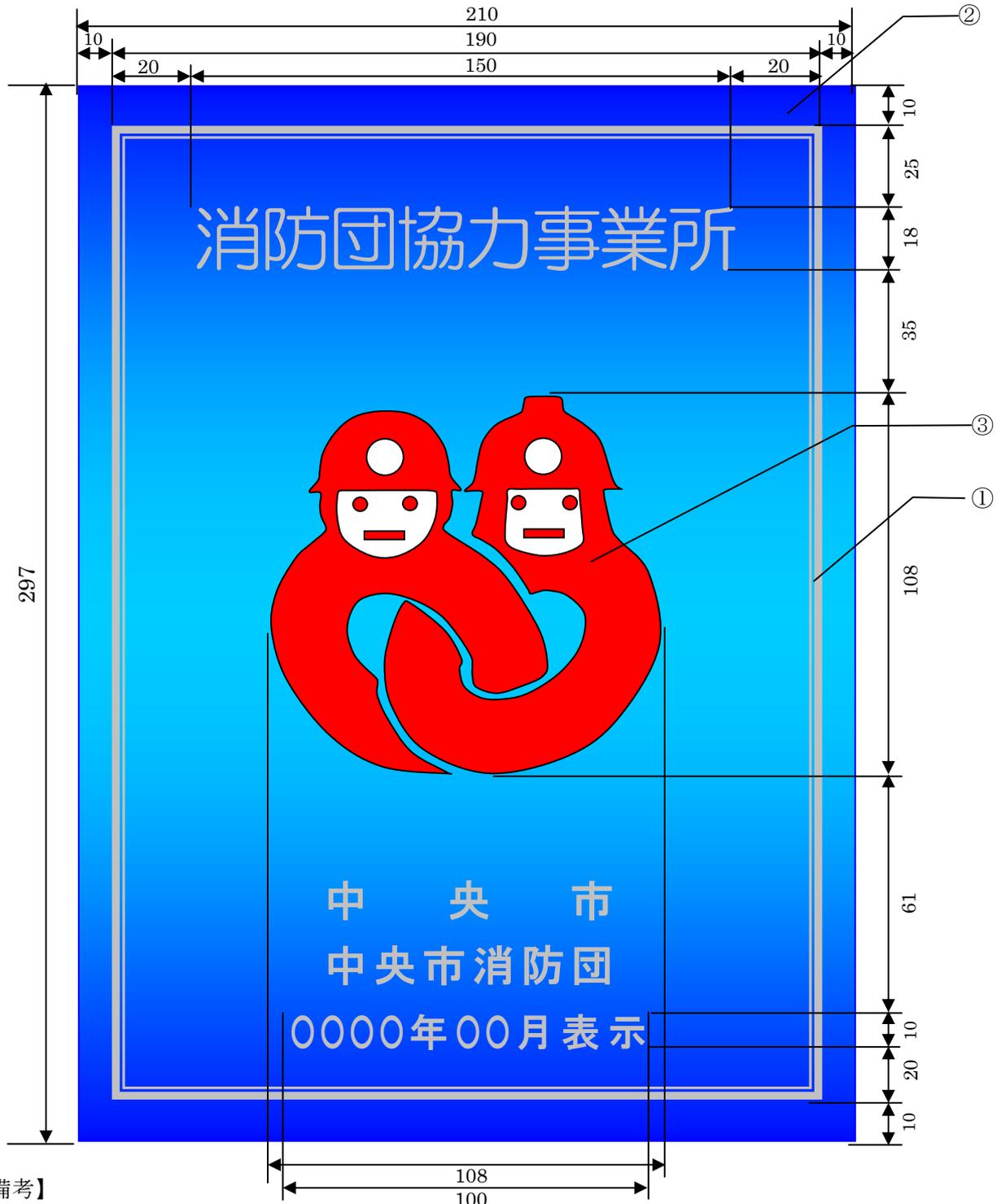
3 上記①に該当する場合の従業員氏名等(下記に記入できない場合は別添してください)

| 従業員氏名 | 所属 | 従業員氏名 | 所属 |
|-------|-------|-------|-------|
| | 分団第 部 | | 分団第 部 |
| | 分団第 部 | | 分団第 部 |
| | 分団第 部 | | 分団第 部 |
| | 分団第 部 | | 分団第 部 |

4 添付資料

- ① 事業所等の概要が分かるもの
- ② その他審査に必要な書類

様式第3号(第6条関係)



備考】

- 1 数字の単位は、ミリメートルとする。 3 材質はプラスチック等、厚みは6mm以上とする。
 2 色は、次の表のとおりとする。

| | | 色(CMYK値による色指定) |
|---|----------|------------------------------------|
| ① | 地色(中央部) | 青(C : 50%、M : 5%、Y : 0%、K : 0%) |
| ② | 地色(上下部) | 青(C : 85%、M : 40%、Y : 25%、K : 12%) |
| ③ | 表示マーク(面) | 赤(C : 0%、M : 95%、Y : 90%、K : 0%) |
| ④ | 文字、枠線 | 銀 |

